



移住・定住支援／住宅支援

皆さんの生活を応援します

応援1～3回 まちづくり推進課 地域創生グループ ☎ 0247-62-1122

応援4回 建設課 建築グループ ☎ 0247-62-2113

応援1

奨学金の返還を支援しています

町HP



将来を担う若者の定住促進のため、町に定住して就業する方の奨学金返還を支援します。

対 町内に居住し、就業しながら奨学金の返還を行っている方

▶助成金額

申請年度内に返還した奨学金額（最大：18万円／年）
※年度ごとに申請・交付。交付額のうち15%はみはるカード（協同組合みはるスタンプ会）への電子マネー付与

▶対象期間

要件を満たした月から最大96月分が対象
※年度を遡っての申請不可。

対 10月30日（金）まで

【主な対象条件】

- ▷町内に住民登録し継続して定住していること。
- ▷正規雇用により就業し勤務していること（公務員を除く）。
- ▷他の制度等による支援を受けていないこと。

応援2

新婚・子育て世帯の家賃を支援しています

町HP



町の活性化と定住人口の増加を目的として、町外から転入した新婚世帯および子育て世帯の方々が、賃貸住宅に入居する場合に家賃の一部を補助します。

対 令和8年3月1日から令和9年2月28日までに町外から転入した新婚世帯・子育て世帯*の方
※新婚世帯／婚姻届を提出してから1年以内のともに40歳未満の夫婦

※子育て世帯／父または母のいずれかが40歳未満で、中学3年生以下の子どもと同居・養育している世帯

▶助成金額

家賃から住宅手当等を除いた額の30%（最大：月額2万円）

▶対象期間

最大24月（月15日以上入居し、要件を満たした月から対象）

対 令和9年3月31日（水）まで

【主な対象条件】

- ▷世帯全員が次の賃貸住宅に居住していること。
- ※民間アパート／民間マンション／民間一戸建て住宅／町定住促進住宅／一本松34団地3号棟
- ▷転入後2年以上三春町に居住すること。
- ▷生活保護法による保護を受けていないこと。
- ▷他の制度等による支援を受けていないこと。

応援3

新婚新生活を応援しています

町HP



町内で結婚生活を始める新婚世帯の経済的負担の軽減のため、住居費などの一部を助成します。

対 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦

▶助成金額

対象経費を合わせた額
※夫婦ともに29歳以下…最大60万円
39歳以下…最大30万円

▶対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に支払った経費

▶対象経費（結婚を機とした次の経費）

- ▷新たな物件の購入または賃借費用
購入／建物の購入費のみ（土地購入代は対象外）
賃借／家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみ（駐車場代は対象外）
- ▷新たな住宅リフォーム費用（外構や家電設置は対象外）
- ▷新たな住宅へ移転のための引越費用

対 令和9年3月31日（水）まで

